

第30回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 10番, 11番)

開催期日 令和7年12月25日

第30回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月25日(木) 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1番	鈴木正志	10番	長尾卓也
2番	田村俊彦	11番	川崎浩彦
3番	田村賢治		
4番	西川満	13番	寺雅彦
5番	桂一照	14番	吉田義弘
6番	柴田貴浩	15番	吉尾由美子
7番	土門雅一	16番	大櫛和矢
8番	松田とも子	17番	塚本政紀
9番	中島武博	18番	鳥村正行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 藤澤祐之
" 事務局主査 清藤大亮
" 事務局員 山下倅生
" 事務局員 成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 47 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 48 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第 49 号	農地所有適格法人の設立について
7	議案第 149 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
8	議案第 150 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
9	議案第 151 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
10	議案第 152 号	農地のあっせんについて
11	議案第 153 号	耕作放棄地の非農地判断について（案）
12		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 30 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様におかれましては年度末ということでお忙しい日々を過ごしている事と思います。また、相談案件も多くなってきている方もいらっしゃると思いますが、相手の気持ち十分に考え丁寧な対応をお願いしたいと思います。今年最後の総会で、議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、10 番長尾委員、11 番川崎委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。12月9日から12日にかけて栗山町議会定例会12月定例会議が開催され、鳥村会長が出席した。12月16日に令和7年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、鳥村会長他13名が参加した。12月18日に栗山町農業再生協議会が開催され、鳥村会長が出席した。12月25日に農事組合長会議が開催され、鳥村会長が出席した。また、第13回農地部会及び第6回農政部会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第47号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第47号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、2件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇891番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇926番地1 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年12月3日でございます。対象農地につきましては、〇〇888番地1 地目については公簿、現況ともに田、面積5,276㎡外1筆。2筆とも田でございまして合計面積が8,390㎡となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇182番地8 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇178番地32 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年12月9日でございます。対象農地につきましては、〇〇1490番地 地目については公簿、現況ともに田、面積6,587㎡外1筆。2筆とも田でございまして合計面積が14,026㎡となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員、大櫛委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 報告第48号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第48号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約

について通知があったので報告する。今月は、5件でございます。

番号1 所在 ○○1番地19 地目につきましては公簿がため池、現況が田、面積2,838㎡外57筆。内訳につきましては、田が47筆291,752.02㎡、畑が11筆57,915㎡、58筆合計349,667.02㎡となっております。利用状況については水田および普通畑として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和6年1月1日、契約期間 令和6年1月1日から令和16年1月1日、解約通知日は令和7年12月5日でございます。賃貸者 栗山町字○○1番地20 ○○○○、賃借人 栗山町字○○1番地20 ○○○○ となっております。

番号2 所在 ○○572番地1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積19,901㎡外5筆。内訳につきましては、田が5筆64,354㎡、畑が1筆1,734㎡、6筆合計66,088㎡となっております。利用状況については水田及び普通畑として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和3年3月31日、契約期間 令和3年3月31日から令和13年3月30日、解約通知日は令和7年12月2日でございます。賃貸者 栗山町字○○575番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○575番地 ○○○○ となっております。

番号3 所在 ○○597番地1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積21,618㎡外4筆。内訳につきましては、田が4筆42,904㎡、畑が1筆846㎡、5筆合計43,750㎡となっております。利用状況については水田及び普通畑として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和7年1月31日、契約期間 令和7年1月31日から令和8年1月31日、解約通知日は令和7年12月11日でございます。賃貸者 栗山町字○○68番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○850番地 ○○○○ となっております。

番号4 所在 ○○731番地1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積18,673㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計64,869㎡となっております。利用状況については水田として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和7年1月31日、契約期間 令和7年1月31日から令和8年1月31日、解約通知日は令和7年12月13日でございます。賃貸者 栗山町○○16番地5 ○○○○、賃借人 栗山町○○24番地32 ○○○○ となっております。

番号5 所在 ○○138番地1 地目につきましては公簿、現況ともに畑、面積12,332㎡の1筆でございます。利用状況については普通畑として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和7年2月28日、契約期間 令和7年2月28日から令和8年2月28日、解約通知日は令和7年12月16日でございます。賃貸者 栗山町字○○141番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○68番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○ となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 報告第 49 号「農地所有適格法人の設立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 49 号 「農地所有適格法人の設立について」下記のとおり農地所有適格法人設立の届出があったので報告する。名称 ○○○○株式会社 住所 栗山町字○○1 番地 90 組織の種類 株式会社、設立年月日が令和 7 年 11 月 21 日、資本金は○○○○円となっております。事業内容 1. 農作物の生産、加工、貯蔵、運搬及び販売 2. 農作業の受託 3. 堆肥の生産、販売及び仕入 4. 農地等の肥培管理及び管理受託 5. 農畜産物を加工販売するレストランの設置運営 6. 農家民宿の経営 7. 農業体験施設の経営 8. 産業用機械、農畜産業機械の修理・製造・販売 9. 不動産賃貸業 10. 太陽光、バイオマスによる発電及び売電 11. 上記各号に附帯関連する一切の業務となっております。構成員につきましては○○○○36 歳、○○○○36 歳、○○○○66 歳、○○○○60 歳の 4 名となっており、構成員要件、従事日数等、農地所有適格法人としての要件を備えている事を報告致します。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 7 議案第 149 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 149 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今月は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○405 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 49,184 m²の 1 筆でございます。利用状況については普通畑として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は平成 29 年 12 月 27 日、契約期間は平成 29 年 12 月 27 日から令和 9 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 12 月 5 日でございます。通知者につきましては賃貸人、○○市○○町○○11 番 1 号 ○○○○、賃借人、○○町○○2093 番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは採決に移ります。

議案第 149 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 149 号は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 150 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 150 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転（売買）7 件使用貸借 8 件の計 15 件でございます。

番号 1 所在 ○○321 番地 5、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 6,941 m²外 7 筆。全筆畑でございまして合計面積が 52,081 m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○321 番地 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○363 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号 2 所在 ○○306 番地 3、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 255 m²の 1 筆でございます。譲渡人につきましては、栗山町字○○321 番地 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○346 番地 3 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号 3 所在 ○○95 番地 30、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 1,225 m²外 1 筆。全筆田でございまして合計面積が 3,535 m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○199 番地 5 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町○○25 番地 10 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号 4 所在 ○○164 番地 15、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 173 m²外 1 筆。全筆畑でございまして合計面積が 507 m²となっております。譲渡人につきましては、○○市○○区○○4 番 12-101 号 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○1 番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号 5 所在 ○○405 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 49,184 m²外 2 筆。全筆畑でございまして合計面積が 52,140 m²となっております。譲渡人につきましては、○○市○○11 番 1 号 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、○○町○○2093 番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号 6 所在 ○○67 番地 2、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 12,607 m²外 4 筆。内訳につきましては、田が 4 筆 6,216.30 m²、畑が 1 筆 12,607 m²、5 筆合計 18,823.30 m²となっております。

譲渡人につきましては、栗山町字〇〇67番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇377番地 6 〇〇〇〇、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号7 所在 〇〇332番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積7,160㎡の1筆でございます。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇67番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町〇〇24番地 35 〇〇〇〇、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため、農地を譲り受けたい。となっております。

番号8 所在 〇〇172番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積12,224㎡外32筆。内訳につきましては、田が29筆271,003㎡、畑が4筆9,537㎡、33筆合計280,540㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇387番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして貸主は、農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字〇〇387番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして、借主は、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号9 所在 〇〇523番地4、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積125㎡外18筆。内訳につきましては、田が11筆27,534㎡、畑が8筆43,737㎡、19筆合計71,271㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇548番地 5 〇〇〇〇、摘要といたしまして貸主は、農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字〇〇548番地 5 〇〇〇〇、摘要といたしまして、借主は、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号10 所在 〇〇572番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積19,901㎡外5筆。内訳につきましては、田が5筆64,354㎡、畑が1筆1,734㎡、6筆合計66,088㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇575番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして貸主は、農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字〇〇575番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして、借主は、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号11 所在 〇〇47番地2、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積222㎡外17筆。内訳につきましては、田が15筆109,356.10㎡、畑が3筆5,563㎡、18筆合計114,919.10㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇842番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして貸主は、農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字〇〇842番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして、借主は、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号12 所在 〇〇39番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積16,396㎡外33筆。内訳につきましては、田が31筆211,227㎡、畑が3筆6,496㎡、34筆合計217,723㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇310番地 3 〇〇〇〇、摘要といたしまして貸主は、農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字〇〇310番地 3 〇〇〇〇、摘要といたしまして、借主は、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号 13 所在 ○○174 番地 7、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 2,443 m²外 8 筆。内訳につきましては、田が 7 筆 89,579 m²、畑が 2 筆 5,286 m²、9 筆合計 94,865 m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○915 番地 ○○○○、摘要といたしまして貸主は、農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町○○24 番地 34 ○○○○、摘要といたしまして、借主は、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号 14 所在 ○○1 番地 7、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 461 m²外 22 筆。内訳につきましては、田が 20 筆 98,185.81 m²、畑が 3 筆 1,930 m²、23 筆合計 100,115.81 m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○2 番地 54 ○○○○、摘要といたしまして貸主は、農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町○○21 番地 2 ○○○○、摘要といたしまして、借主は、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号 15 所在 ○○1 番地 19、地目につきましては、公簿がため池、現況が田、面積 2,838 m²外 57 筆。内訳につきましては、田が 47 筆 291,752.02 m²、畑が 11 筆 57,915 m²、58 筆合計 349,667.02 m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○1 番地 20 ○○○○、摘要といたしまして新しく設立した法人へ申請地を貸し付けたい。譲受人につきましては、栗山町字○○1 番地 90 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○、摘要といたしまして、借主は、法人の構成員から申請地を借り受けたい。となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(1 番 鈴木)

番号 1 につきまして、譲渡人の○○○○さんの意向により○○○○さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(1 番 鈴木)

番号 2 につきまして、譲渡人の○○○○さんの意向により○○○○さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(13 番 寺)

番号 3 につきまして、譲渡人の○○○○さんの意向により○○○○さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(11 番 川崎)

番号 4 につきまして、譲渡人の○○○○さんの意向により○○○○さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(1 番 鈴木)

番号 5 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっており、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(6 番 柴田)

番号 6 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっており、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(6 番 柴田)

番号 7 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっており、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(14 番 吉田)

番号 8 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなっていることから問題ないと思います。

(17 番 塚本)

番号 9 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなっていることから問題ないと思います。

(17 番 塚本)

番号 10 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなっていることから問題ないと思います。

(17 番 塚本)

番号 11 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなっていることから問題ないと思います。

(14 番 吉田)

番号 12 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなっていることから問題ないと思います。

(10 番 長尾)

番号 13 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなっていることから問題ないと思います。

(2 番 田村俊彦)

番号 14 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなっていることから問題ないと思います。

(6 番 柴田)

番号 15 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから借主の〇〇〇〇株式会社へ本人が構成員の法人へ貸し付けるものとなっていることから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 150 号については全て原案どおり決定といたします

日程 9 議案第 151 号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 151 号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は賃貸借 19 件、所有権移転 4 件、使用貸借 4 件の計 27 件でございます。

整理番号 7 所 90-1 及び 91-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇926 番地 1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇891 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 12 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇888 番地 1 現況地目が田、面積 5,276 ㎡外 1 筆。2 筆とも田でございまして合計 8,390 ㎡となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 92-1 及び 93-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇178 番地 32 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を

移転する者 栗山町字〇〇182 番地 8 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 12 月 9 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇1490 番地 現況地目が田、面積 6,587 m²外 1 筆。2 筆とも田でございますして合計 14,026 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 4 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 94-1 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇7 番 7 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 25 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇694 番地 1 現況地目 田、面積 2,971 m²外 1 筆。2 筆とも田でございますして合計 6,654 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 1 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 10 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 94-2 農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇923 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 25 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇920 番地 現況地目 田、面積 7,463 m²外 1 筆。2 筆とも田でございますして合計 11,218 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 1 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 10 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。

整理番号 7 賃 94-3 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇61 番地 4 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 11 月 25 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇694 番地 1 現況地目 田、面積 2,971 m²外 3 筆。4 筆とも田でございますして合計 17,872 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 1 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 10 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男 2 人、女 4 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 95-1 及び 95-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇1653 番地 〇〇〇〇、農地中

間管理機構 ○○市○○区○○6丁目1番地23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 ○○県○○市○○6番17号 ○○○○、申出年月日は令和7年12月5日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○250番地18 現況地目 田、面積1,316㎡外6筆。内訳につきましては、田が5筆27,665㎡、畑が2筆3,346.21㎡、7筆合計31,011.21㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年1月20日から令和8年11月30日までの10か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田○○○○○○円、畑○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男2人、女2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃96-1及び96-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○575番地 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6丁目1番地23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○町○○14番地3 ○○○○外1名、申出年月日は令和7年11月26日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○770番地1 現況地目 田、面積19,183㎡外2筆。3筆とも田でございまして合計33,725㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年1月20日から令和12年11月30日までの4年10か月となっております。借賃につきましては10aあたり、田○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男2人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使97-1及び97-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○118番地1 合同会社○○○○ 代表社員○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6丁目1番地23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○118番地1 ○○○○、申出年月日は令和7年12月8日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○52番地7 現況地目 田、面積357㎡外19筆。内訳につきましては、田が9筆41,839㎡、畑が11筆34,584.96㎡、20筆合計76,423.96㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年1月20日から令和17年11月30日までの9年10か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃98-1及び98-2 利用権の設定を受ける者 栗山町○○66番地24 ○○○○、農地中間管理機構 ○○市○○区○○6丁目1番地23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○65番地 ○○○○、申出年月日は令和7年12月10日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○46番地2A 現況地目 田、面積23,285㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年1月20日から令和9年11

月 30 日までの 1 年 10 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 99-1 及び 99-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇65 番地 7 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇46 番地 2 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 12 月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇44 番地 1 現況地目 田、面積 4,587 m²外 3 筆。4 筆とも田でございまして合計 10,320 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 1 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 2 年 10 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男 4 人、女 2 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 100-1 及び 100-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇11 番地 157 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 12 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇220 番地 1 現況地目 田、面積 2,548 m²外 1 筆。2 筆とも田でございまして合計 10,334 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 1 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 10 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男 1 人、女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 賃 101-1 及び 101-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇19 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 12 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇23 番地 20 現況地目 畑、面積 3,469 m²外 3 筆。内訳につきましては、田が 2 筆 10,491 m²、畑が 2 筆 21,460 m²、4 筆合計 31,951 m²となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 8 年 1 月 20 日から令和 12 年 11 月 30 日までの 4 年 10 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男 1 人、女 3 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満た

していると考えます。

整理番号7賃102-1及び102-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21番地1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇23番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年12月11日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇23番地1 現況地目 畑、面積13,939㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年1月20日から令和10年11月30日までの2年10か月となっております。借賃につきましては10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7使103-1及び103-2 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇25番地10 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇25番地10 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年12月12日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇46番地3 現況地目 田、面積14,792㎡外3筆。内訳につきましては、田が3筆17,535㎡、畑が1筆1,217㎡、4筆合計18,752㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和8年1月20日から令和17年11月30日までの9年10か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は自家野菜で、世帯員は男1人、女1人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7賃104-1及び104-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇377番地6 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇78番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年12月15日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇67番地3 現況地目 畑、面積6,873㎡外1筆。2筆とも畑でございまして2筆合計10,988㎡となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和8年1月20日から令和12年11月30日までの4年10か月となっております。借賃につきましては10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男3人、女2人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。只今事務局より賃貸借19件、所有権移転4件、使用貸借4件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号7所90-1及び91-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7所90-1及び91-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7所90-1及び91-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7所92-1及び93-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7所92-1及び93-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7所92-1及び93-1は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃94-1、94-2及び94-3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7賃94-1、94-2及び94-3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃94-1、94-2及び94-3は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃95-1及び95-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7賃95-1及び95-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃95-1及び95-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃96-1及び96-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7賃96-1及び96-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃96-1及び96-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7使97-1及び97-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7使97-1及び97-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7使97-1及び97-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃98-1及び98-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7賃98-1及び98-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号7賃98-1及び98-2は原案どおり決定いたします。

整理番号7賃99-1及び99-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号整理番号7賃99-1及び99-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃99-1及び99-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃100-1及び100-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃100-1及び100-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃100-1及び100-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃101-1及び101-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃101-1及び101-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃101-1及び101-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃102-1及び102-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃102-1及び102-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃102-1及び102-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7使103-1及び103-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7使103-1及び103-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7使103-1及び103-2は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃104-1及び104-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃104-1及び104-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7賃104-1及び104-2は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第152号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案152号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今月の申出は1件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇67番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年12月18日 申出地所在 〇〇67番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積2,264㎡外17筆。内訳につきましては、田が5筆2,431.13㎡、畑が4筆41,864㎡、用悪水路が9筆585㎡、18筆合計44,880.13㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6番 柴田)

〇〇さんにおかれましては、耕作予定がないため今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として西川委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、柴田委員、西川委員よろしくお願います。

日程11番 議案第153号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第153号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第22条第2項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今月の申し出は3件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇68番地 〇〇〇〇、申出年月日 令和7年12月11日 申出地所在 〇〇597番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積21,618㎡外4筆。内訳につきましては、田が4筆42,904㎡、畑が1筆846㎡、5筆合計43,750㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定といたします。

番号2 あっせん申出者 栗山町〇〇16番地5 〇〇〇〇、申出年月日 令和7年12月13日 申出地所在 〇〇731番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積18,673㎡外3筆。全筆田でございます。合計面積が64,869㎡となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇141番地 〇〇〇〇、申出年月日 令和7年12月16日 申出地所在 〇〇138番地1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積12,332㎡の1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は1月29日木曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては1月22日木曜日 午前9時30分から 第5班 中島委員、長尾委員、桂委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後4時30分 終了)

